

平成27年度 東京都立南平高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成27年4月1日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域並びに関係機関及び団体との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。重大事態が発生した場合には、当該学校の設置者の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 所掌事項

- 未然防止
- 早期発見
- 早期対応
- 重大事態への対処

ウ 会議

教育相談委員会の中に位置づける。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、保健主任、学年主任、学年生活指導兼特別支援教育コーディネーター、養護教諭

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校は犯罪や虐待行為等が疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるように警察や児童相談所と情報を共有し、学校サポートチームを通じて対応策を協議する。

イ 所掌事項

- 被害の生徒、加害の生徒、周囲の生徒への取組
- 警察・児童相談所等との連携・協力
- 保護者・地域との連携
- スクールカウンセラーとの連携

ウ 会議

教育相談委員会内で協議の上随時開催

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、保健主任、養護教諭、スクールカウンセラー、外部委員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許されない」 雰囲気づくりを学校全体に浸透

イ 道徳教育、人権教育、読書活動・体験活動等などの推進により、いじめに向かわない態度・能力の育成

ウ 生徒がいじめについて学び、主体的にいじめの防止を訴えるような取組の推進

エ 校内研修の充実による教職員の資質の向上と生徒・保護者への防止のための啓発活動の推進

オ 家庭訪問、学級通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

(2) 早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等を通じて早期にいじめの実態把握

イ スクールカウンセラーによる1学年全員面接と学年保護者会への参加による生徒が、いじめを訴えやすい体制の整備

ウ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備

エ 教育相談委員会による教職員全体の組織的・計画的な情報の共有化

オ 「生活意識調査」や「いじめ発見のチェックシート」の活用

(3) 早期対応のための取組

ア いじめ発見時に、教員が一人で抱え込まない速やかな組織対応

イ いじめられた生徒及び知らせてきた生徒の安全確保と落ち着いて教育を受けられる環境整備

ウ いじめを見ていた生徒が、自分の問題として捉えられる指導

エ 保護者への支援・助言と保護者会開催などによる情報共有

オ 関係機関、専門家等との相談・連携と犯罪行為事案についての警察との相談

(4) 重大事態への対処

ア いじめられた生徒の安全確保と落ち着いて教育を受ける環境整備

イ 関係機関、専門家等との相談・連携、犯罪行為の事案についての警察との連携

ウ 事実関係の明確な調査の実施及び設置者が実施する調査への協力

エ 重大事態発生についての教育委員会または知事への報告

オ 重大事態の調査結果についての知事の調査（再調査）への協力

5 教職員研修計画

（１）年３回「学校の課題意識の共通理解等」、「未然防止に向けた学校の対応等」、「重大事態発生時の対応等」スクールカウンセラーとの連携のもとに校内研修会

（２）「いじめ発見チェックシート」等の教材・資料の活用

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）学校便り・保護者会の活用による積極的な情報共有と連携・協力関係の構築

（２）ＰＴＡ役員等への情報提供による連携・協力体制の構築

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）東京都教育委員会との連携

（２）学校運営連絡協議会等通じた地域との連携

（３）学校サポートチームを通じた警察、児童相談所との連携・協力

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

（１）学校評価アンケート項目に「いじめ」に関する意識調査

（２）調査結果に基づく、教育相談による実態把握と対応

（３）学校評価結果に基づく、本基本方針の改訂